

A
J
U

みずほ



NPO 法人

高次脳機能障害友の会みずほ発行
会報 第87号(総会号)

〒460-0021

名古屋市中区平和2-3-10 仙田ビル

電話/FAX 052-253-6422

メールアドレス npo-mizuho@miracle.ocn.ne.jp

ホームページ <http://www.npo-mizuho.com>



会員の大藪さんの作品

目次

- 第17回総会報告
P2~7
- 特集「運転シリーズ1」
P8~11
- 企画グループ
キッズプラス P12
- 若い失語症者のつどい
ミラクル(妻の会)&レディースの会 P13
- 働くなかまの集い
家族体験記「息子の入院」
P14~15
- ワークハウスみかんやま
P16
- 日本高次脳機能障害友の会より P17
- お知らせ P18

第17回総会

5月14日、令和4年度総会を運営会員のみで開催いたしました。令和3年度の活動報告では、コロナ禍においても高次脳機能障害者及び家族のための相談・支援に関する事業、並びに高次脳機能障害についての研修啓発事業にそれぞれ取り組んだことが報告されました。また、ワークハウスみかんやまの事業につきましては、施設内での感染者を一人も出すことなく無事に開所できたことは喜ばしいことではありましたが、通所を控えられる方もいらっしまったことが、運営面において大きく影響しました。

質疑応答の中で、みかんやまハウスの利用に関して提案がなされ、滞っていた事業に新たな活路が開けるかもしれないという期待も持てました。

総会終了後には、『『いのち見つめて～高次脳機能障害と現代社会～』－それは三池C O問題でもあった－』のドキュメンタリー映画上映会を行いました。今後各地域での上映会を企画できればと考えております。

令和4年3月10日付の中日新聞「名古屋市内版」に掲載された記事を読まれた方もいらっしゃると思いますが、「名古屋市総合リハビリテーションセンターの一部市大化（病院部門）」について、名古屋リハの今後の役割検討に係る懇談会が設置され、委員として参加しております。高次脳機能障害者支援の先駆けとなった名古屋リハの「医療と福祉が一体となった高次脳機能障害者支援方式」ですが、当事者・家族にとって安心できる体制が継続されることを今後もお願いしていきたいと思っています。（河田）

顧問就任挨拶

社会福祉法人 名古屋市総合リハビリテーション事業団
自立支援部長 稲葉健太郎

本年度の令和4年6月より田中雅之 前自立支援部長の後を受け、高次脳機能障害友の会みずほの顧問を担当させていただくこととなりました。これまで長きに渡り多くの先輩方が築いてこられた道筋をしっかりと受け継ぎ、さらに高次脳機能障害友の会みずほが発展していけるよう、顧問としてその活動を応援させていただきたく存じます。



私が高次脳機能障害を知り、初めて関わりを持ったのは、前職の横浜市総合保健医療センターにおける精神科のデイケアで勤務した時になります。その当時は精神障害者の施設においては、まだまだ高次脳機能障害に関しての情報も少なく、十分に理解されないまま支援をしていたように思います。

平成14年4月に横浜から名古屋へ転居し、名古屋市総合リハビリテーションセンター(以

下、当センター) 職能開発課(現、就労支援課)へ入職した頃は、目の前の支援対象となる方々の多くが高次脳機能障害のある方々だったことに衝撃を受けました。丁度、平成13年度から国は高次脳機能障害モデル事業を開始し、当センターもモデル事業実施機関として、現場の臨床はもちろんのこと、診断基準や支援プログラムの作成に向けた様々な調査・研究等も行っている時期でもありました。そのような中で、阿部順子先生をはじめ、諸先輩方に様々なことを教わりながら、日々の実践を行ってきました。前職では、国のジョブコーチ支援事業が始まる前からジョブコーチ支援を行っていたこともあり、高次脳機能障害の方々が社会で働いていくためには現場での支援も欠かせないと考え、ただただ目の前の利用される皆さんが社会の中で働けるようにと現場に出向いて実践し、多くの事柄を高次脳機能障害の当事者の皆様から教えていただいたように思います。そして、当事者の方が社会の中で活躍される姿を目にすることが、自身の実践の原動力になっており、その点は今も変わっていないように思います。

また、高次脳機能障害友の会みずほとの関係も同じ頃で、就労支援課の利用者の多くが「みかんやま作業所(現、ワークハウスみかんやま)」へ通所され、その後、就労支援課をご利用されている方々が数多くいらっしゃいました。加えて、高次脳機能障害リハ講習会などの損保の様々な事業においても幾度となくお話する機会をいただき、その都度、家族会の皆様ともお話をさせていただいたように思います。そうした家族の皆様の声も私にとってはとても大きな学びでありました。

他方、現在、高次脳機能障害を取り巻く状況も当センターも大きな転機を迎えてきているように思います。施策においては、本年度から新たに「高次脳機能障害支援・指導者養成研修会」が実施され、「障害福祉サービス等における高次脳機能障害者の支援困難度の評価仕様についての研究」もスタートしていきます。当センターにおいては、名古屋市立大学の付属病院化の話が進んできており、今後どのようになっていくか、まだまだ不透明な状況です。

そのような中、様々な施策が当事者・家族にとって意味のあるものになっているのか、高次脳機能障害友の会みずほは当事者・家族の立場から、当センターは専門家の立場から各々発信していくことがとても重要だと考えています。そうした意味では、高次脳機能障害友の会みずほと当センターは車の両輪のような関係でもあると思っています。

私自身、年数を重ね、生活支援課長、就労支援課長を経て、令和4年度から自立支援部長となり、現在に至っていますが、今もなお現場に少しでも身を置きたいと考えており、それは現場の声がとても大切だと思っているからにほかなりません。微力ではございますが、顧問としてできる限りお役に立てるようにはと考えております。よろしく申し上げます。

(第17回総会資料) **特定非営利活動法人高次脳機能障害友の会みずほ**

脳外傷者・高次脳機能障害者及び家族に対する相談・生活支援活動及び福祉・医療関係者も含めた情報収集・伝達など、高次脳機能障害に対する理解を広める研修啓発事業を行います。

第1号議案 令和3年度事業報告

第3号議案 令和4年度事業計画

	令和3年4月1日～令和4年3月31日	令和4年4月1日～令和5年3月31日
高次脳機能障害者及び家族のための相談・支援に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者・家族・支援者からの相談を電話・メール・来所により受付して対応(68件) ・愛知高次脳機能障害協議会の一員として相談会(愛知高次脳機能障害者社会復帰促進事業)を開催、2人体制で対応(30件) ・企画グループの活動(第4日曜)(9回) ・若い失語症者のつどい(オンラインを含め5回) ・キッズプラス(オンラインにて4回) ・地区会の活動をサポート(知多地区:Lineグループオンラインを含め1回)(尾張西部地区:2回) ・ミラクル(妻の会)・レディースの会(1回) ・「働くなかまの集い」名古屋リハ就労支援課と連携して開催(2回) ・みかんやまハウス(一人暮らし体験の場の提供)利用無し 	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者・家族からの相談を電話・メール・来所により受け付ける(基本月・木) ・愛知高次脳機能障害協議会として相談会(愛知県高次脳機能障害者社会復帰促進事業)を引き続き開催する ・企画グループの活動、地区会・若い失語症者のつどい・キッズプラス・ミラクル(妻の会)・レディースの会、などの当事者および家族参加の活動を継続・サポートする ・「働くなかまの集い」名古屋リハ就労支援課、なごや高次脳機能障害支援センターと連携を取りながら継続する(4回/年) ・一人暮らし体験の場(みかんやまハウス)の提供を継続し、自立に向けて支援する ・当事者・家族向けの交流会を開催
高次脳機能障害者について正しい理解を広めるための事業	<ul style="list-style-type: none"> ・第16回総会 5/15コロナ感染拡大防止の為に中止、書面決議とした ・高次脳機能障害リハビリテーション講習会 web配信 申込528名(視聴回数1,472回) ・高次脳機能障害の理解のための研修会(高次脳機能障害者・家族を支援する会「サークル虹」) 2/28 講師及び当事者4名 Web開催 ・福祉ふれあいサポーター部会(1回/2ヶ月) ・日本高次脳機能障害友の会オンライン全国大会10/2 ・東海ブロック会議12/18 Web開催 ・県高次脳機能障害連携調整委員会3/24 Web開催 ・NASVA協力病院・施設の会議3/11オブザーバー参加 Web開催 ・会報誌発行(年3回) ・高次脳機能障害啓発のための冊子販売 	<ul style="list-style-type: none"> ・第17回総会 5/14イーブルなごや ・家族勉強会及び研修会を予定 ・高次脳機能障害リハビリテーション講習会 12～1月開催(Web配信) ・刈谷にて高次脳機能障害に関する研修会 ・日本高次脳機能障害友の会全国大会in福島 ・東海ブロック会議 ・県高次脳機能障害連携調整委員会 ・NASVA協力病院・施設の会議に参加 ・刈谷市福祉フェスタ(10/17)開催の場合啓発と情報提供・相談会とバザーを予定 ・会報誌(年3回予定) ・高次脳機能障害啓発のための冊子販売

※いずれの事業もコロナ感染拡大の影響下で回数・内容を変更して開催、もしくは開催を見送った

※いずれの事業もコロナ感染拡大防止を考慮した場合により延期、もしくは中止する

(第17回総会資料)

ワークハウスみかんやま

障害者総合支援法による就労継続支援事業B型として、今後も関係機関との支援ネットワークづくりや組織の基盤づくりを行います。また利用者のニーズを把握し、質の高い支援を行える職員の育成に重点を置いて実施します。

第1号議案 令和3年度事業報告

第3号議案 令和4年度事業計画

	令和3年4月1日～令和4年3月31日	令和4年4月1日～令和5年3月31日
障害者総合支援法に基づく障害者福祉サービス	<p><開所> 就労継続支援 B 型 9:30～16:00 毎週水曜 9:30～15:00 第2土曜 10:00～15:00</p> <p><活動の状況> 登録者 21名 一日平均利用者 10名</p> <p><職員体制> 施設長・常勤3名・非常勤2名、看護師1名、パート3名</p> <p><作業内容> 施設内作業：DMセット封入封緘・化粧品サンプルセット、箸作業、両面テープ貼り、ビニール袋針金通し、名古屋市の受託作業2件 施設外作業：寺院清掃・駐車場清掃 出張所作業：名古屋市障スポCにてCaféすてっぷ営業 毎週木曜～日曜日 11:00～14:00 店頭販売：事業所駐車場、中区役所（なかよしマーケット）、名古屋市障害者スポセンにて販売（季節の果物、ジャム、アロマフレグランスなど）</p> <p><取り組み・成果> ・新規の受託先ができ、作業が増えてきた ・喫茶Caféすてっぷを営業することで収益が安定、工賃に反映している（利用者4名が担当） ・治具を使用することによりできる作業の幅が広がった ・看護師の配置により毎週火曜日、健康体操・脳トレを実施（日中もテレビ体操を実施） ・作業療法士の関わりにより、支援方法・対応策等を学ぶことで職員育成に繋がった</p> <p><支払い工賃> 1人当たり月平均工賃 8,012円（前年7,377円）（時間額工賃総額+支給総時間数）</p> <p><余暇活動> ・麻雀・笑いヨガ・音楽療法・映画鑑賞（DVD）</p> <p><行事> ・熱田神宮草薙館見学・防災訓練年2回 ・クリスマス会・大掃除&忘年会</p> <p>*コロナ感染拡大の影響により行事計画の実行が難しかった</p>	<p><開所> 就労継続支援 B 型 9:30～16:00 毎週水曜 9:30～15:00 第2土曜 10:00～15:00</p> <p><職員体制> 施設長・常勤3名・非常勤2名 看護師1名・パート3名・ボランティア</p> <p><作業内容> 施設内作業：DMセット封入封緘・化粧品サンプルセット、箸作業、両面テープ貼り、ビニール袋針金通し 施設外作業：寺院清掃・駐車場清掃 出張所作業：名古屋市障スポCにてCaféすてっぷ営業 毎週木～日曜日 11:00～14:00 店頭販売：中区役所（なかよしマーケット）、名古屋市障スポCにて販売（季節の果物、ジャム、アロマフレグランスなど）</p> <p><取り組み> ・前年度に引き続き新規開拓を図る ・工賃増額に見合った作業受託の為の営業活動を実施する ・喫茶Caféすてっぷにて接客・調理補助体験の機会を充実させる ・相談支援事業所との連携を充実させる ・登録者及び現利用者の利用日数を増やす ・地域での店頭販売の開拓を継続して行う ・グループワークを行う ・職員向けの研修会に参加</p> <p><余暇活動> 麻雀、音楽療法、映画（DVD）鑑賞</p> <p><行事> 防災訓練2回、クリスマス会、大掃除&忘年会</p>

第三種郵便物認可 令和4年6月28日(火曜日増刊)

(第17回総会資料)

第2号議案 令和3年度活動 計算書 及び 第4号議案 令和4年度活動予算(案)

(単位: 円)

科目	令和3年度			令和4年	説明
	予算	決算	増減額	予算	
I 収益の部	(A)	(B)	(B-A)	(C)	
会費収益	650,000	609,000	-41,000	650,000	正会員3000円×190人 賛助2,000円×30人 ※見込人数
寄付金	600,000	455,000	-145,000	500,000	自動車教習所協会・会員・一般
補助金・助成金	800,000	1,157,014	357,014	1,000,000	処遇改善一時金・その他補助金
雑収益・受取利息	70,000	16,101	-53,899	40,000	利息・バザー・損保講習会準備費など
事業収益					
①障害福祉サービス事業収益	30,000,000	26,181,980	-3,818,020	30,000,000	給付金・作業受託・利用者負担金・物品・喫茶café売上など
②研修啓発事業収益	50,000	171,590	121,590	150,000	冊子販売・愛知高次脳機能障害運営費等
③生活支援事業収益	500,000	6,000	-494,000	300,000	4階居室料・AKK相談室料など
当期収益合計(A)	32,670,000	28,596,685	-4,073,315	32,640,000	
II 支出の部					
1、事業費					
①障害福祉サービス事業					
(1)人件費	20,500,000	19,178,054	-1,321,946	21,000,000	給与・賞与・社会保険料・通勤費・利用者工賃・各手当等
(2)その他経費					
消耗品・事務用品費	320,000	344,206	24,206	350,000	インク・用紙・一般雑貨費
旅費交通費	80,000	21,540	-58,460	70,000	出張費・交通費
通信運搬費	180,000	149,962	-30,038	160,000	携帯・電話代・郵送料など
地代家賃・賃借料	5,000,000	4,896,700	-103,300	4,900,000	家賃・リース料金(複合機・ビジネスホン・印刷機)
水道光熱費	450,000	511,490	61,490	510,000	電気・ガス・水道料金
車両費・車両維持費	150,000	165,040	15,040	110,000	ガソリン代・定期点検
業務委託費・外注費	120,000	783,114	663,114	80,000	名古屋市作業印刷委託・作業療法支援ネット・ホームページ更新等
保険料	370,000	333,500	-36,500	350,000	自動車保険(2台)・傷害保険・火災保険等
雑費・その他	3,000,000	2,687,985	-312,015	2,820,000	教育訓練費・修繕費・設備費・諸会費・材料等 減価償却費等
①障害福祉サービス事業支出合計	30,170,000	29,071,591	-1,098,409	30,350,000	
②研修啓発事業費	50,000	108,616	58,616	100,000	講演会・冊子仕入れ等売り上げ原価
③生活支援事業費	800,000	602,600	-197,400	600,000	地区会・各会の集い等・みかんやまハウス3・4階地代家賃等
事業支出合計	31,020,000	29,782,807	-1,237,193	31,050,000	
2、管理費					
人件費	550,000	580,201	30,201	550,000	パート事務員給料・通勤手当等
旅費交通費	180,000	132,500	-47,500	150,000	日本高次脳総会出席・交通費
通信運搬費	100,000	96,501	-3,499	100,000	会報発送・ゆうメール・電話料金等
消耗品・事務用品費	80,000	134,063	54,063	140,000	インク・会報用紙 封筒・雑貨類等
外注費	100,000	116,542	16,542	100,000	会報作業委託・消防点検等
総会費・諸会費・会議費	100,000	72,000	-28,000	80,000	会場費・日本高次脳会費等
水道光熱費・地代家賃	410,000	345,780	-64,220	350,000	家賃・光熱費
雑費・その他	100,000	70,775	-29,225	100,000	租税公課・保険料・支払い手数料等
管理費支出合計	1,620,000	1,548,362	-71,638	1,570,000	
当期支出合計(B)	32,640,000	31,331,169	-1,308,831	32,620,000	
当期正味財産増減額(A-B)	30,000	-2,734,484	-2,764,484	20,000	
前期繰越正味財産額	34,260,020	34,260,020	0	31,525,536	
次期繰越正味財産額	34,290,020	31,525,536	-2,764,484	31,545,536	

(第17回総会資料)

監査報告

特定非営利活動法人 高次脳機能障害友の会みずほの定款第49条に基づき、法人の令和3年度の事業報告、貸借対照表、活動計算書、財産目録の決算に関する書類を監査した結果、適切かつ適宜であると認めましたので報告いたします。

尚、令和3年度もコロナ禍の中にあり、利用者が通所を控えたことなどが事業の運営に於いて影響しました。

令和4年5月14日

監事 都留 伊都子



監事 永井 鈴子



第5号議案 理事1名の辞任と新理事選任の件

令和3年度理事会において長谷川真奈美より理事辞任の申し出があり、これが承認された後新理事候補長谷川潤が選任。本葬会議場においてその可否を諮ったところ、満場一致で承認可決された。

令和4年度 特定非営利活動法人高次脳機能障害友の会みずほ



顧問 稲葉 健太郎 名古屋市総合リハビリテーションセンター自立支援部長
深川 和利 大同病院・だいでうクリニック高次脳機能障害センター長

理事長 吉川 雅博
副理事長 河田 幹子

理事 市川 幸夫 伊藤 美知子 大澤 奈保美 佐藤 道子 長谷川 潤
平野 陽介 松田 妙子 丸山 秀樹

監事 都留 伊都子 永井 鈴子

ワークハウスみかんやま職員

施設長兼サービス管理責任者：河田 幹子 職業指導員：押川 貴美子
生活支援員：北村 麻衣 森 美恵子 依田 正克 生活支援員兼事務：佐藤 道子
看護師：高野 静子 パート：3名



「道路交通法」豆知識

～運転したい、そのために知っておきたいこと～

病気にかかることで免許の取得や更新(運転の再開)のために、特別な手続きが必要になる場合があることを知っていますか？

病気について申告することは任意(自己申告)ですが、免許を更新するとき申請書に事実とちがうことを書くと罰せられることになります。

また、病気にかかっていることが原因で事故など起こしてしまったとき、通常より厳しく罰せられることがあります。例えば安全な運転をすることに支障がある状態であるとわかっているのに、自動車を運転して正常な運転ができなくなり、その結果人を死傷させたりした場合です。仮に医師から止められていたにもかかわらず運転をして、人を死傷させるといった重大な事故等を起こした場合は、「危険運転致死傷罪」に問われることがあります。医師に運転を控えるように言われるということは、とても重い意味を持ちます。

法律を正しく理解していないことで、大きな不利益をこうむることのないように簡単に道路交通法について勉強してみませんか。



安全運転と障害者の社会参加の両立を確保するための見直しが行われた結果、2001年に道路交通法が改正されました。改正前は、法律で定める病名(以下、『一定の病気』)は絶対的欠格事由であり、「一定の病気」に該当すると免許を与えてはならないとされていました。しかし、改正後は「一定の病気」に該当しても自動車の安全な運転に支障があるかどうか個別に判断され、運転するのに必要な身体的能力や知的能力があるという条件を満たせば免許を与えることが認められるようになりました。

ただし、「一定の病気」にかかっているということは、公安委員会によって免許の拒否、保留、取り消し、停止等を行うことができる事由の1つになっています。

その「一定の病気」の中に高次脳機能障害も含まれます。高次脳機能障害の認知的な問題(注意障害、記憶障害、遂行機能障害、社会的行動障害)が運転に支障をもたらすものと考えられるからです。ちなみに、認知症は免許の拒否の事由です。

Q&A

「一定の病気」って？

免許の拒否等ができるものの事由の1つで、道路交通法で「自動車等の安全な運転に支障を及ぼす恐れがある病気として政令で定めるもの」とされている病気です。例えば、脳卒中（脳梗塞・脳出血・くも膜下出血・一過性脳虚血発作等）・脳腫瘍・慢性硬膜下血腫・頭部外傷後遺症等の病気が含まれています。

免許の取り消しはどんな場合？

一定の病気は免許の取り消し事由ですが、運転に必要な能力が欠けていなければ、運転免許の取り消しにはなりません。

一定の病気にあてはまる患者を診察した場合、医師は公安委員会に届け出(任意)をすることができます。公安委員会は、医師が6か月以内に安全な運転ができる状態に回復する見こみがないと判断した場合は、免許を取り消します。また、6か月以内に安全な運転ができる状態になると見こまれる場合は、6か月を超えない範囲で免許の効力の停止を決めます。免許の効力が停止された場合は、免許証を持っていても、運転をすれば無免許運転となってしまう。

※・停止期間内であっても、医師の「運転に支障がない」という診断書を提出するか、臨時適性検査で公安委員会が問題ないと判断すれば、免許の効力は戻ることになります。

- ・病気による免許の取り消しについては救済措置があります。取り消されてから3年以内であれば医師の「運転に支障がない」という診断書があり、視力・聴力・身体機能等の適性検査に合格すれば、学科試験・技能試験を免除されて免許を再取得することができます。事前に運転免許センターの安全運転相談室に問い合わせるとよいでしょう。

運転再開に関する相談は誰にすればいいの？

免許に関する判断は公安委員会がするので、安全運転相談室（専用ダイヤル#8080 相談者がいる地域を管轄する都道府県警の窓口で自動でつながる）に相談する必要があります。ただ、通院先の病院があれば、まずその病院(主治医)に相談してみましよう。すぐに運転をする必要がある場合や主治医を持たない場合は、安全運転相談室に相談するとよいです。

※ 安全運転相談室は、下記のことについて相談・助言をしてくれる場所です。

- ・身体に障害がある方や一定の病気等のある方の運転免許の新規取得(再取得)・更新に関すること
- ・運転免許証の返納に関すること（運転に不安のある方やその家族の悩み）等

運転再開のための手続きのタイミング

手続きのタイミングは、①「実際に運転を始める前」②「次の免許更新の日」が考えられます。いずれにせよ、運転を始める前に手続きを完了していなければいけません。完了する前に運転し、事故を起こしてしまった場合、罪が重くなる可能性があります。

免許更新では、誰でも更新申請書を提出しなければいけません。申請書の裏の質問票の回答を見て、運転免許センターでは一定の病気等に当てはまるかどうかを判断することになります。病気のことを申告すると、その場で面談があり、所定の診断書(※)を指定の期間内に提出するように求められます。この手続きをきちんと踏んで、特に問題がなければ(公安委員会から連絡がなければ)免許の更新が認められたことになります。

※ 質問票では、5年以内に一定の病気になった人がいないかをチェックできるようにしているため、診断書の提出が求められるのは1回です。よほどのことがない限り更新のたびに提出を求められることはありません。

免許新規取得の場合、主治医の許可がいるの？



運転ができるかできないか病院が決めることではありませんが、通院中であり、医師の診察を受けているのであれば、まず医師に相談してみましょう。

免許を取得する場合、運転免許センターで安全運転相談・臨時適性検査を受ける必要があります。それは、運転に必要な能力があるかどうか運転免許センターで判断するためです。しかし、運転に支障がないか医師に確認する必要がでてくる場合もあり、その時は診断書の提出を求められるかもしれません。医師に診断書を書いてもらうことも考えると、事前に相談しておいたほうがよいと思います。

(都留)

(監修：なごや高次脳機能障害支援センター 作業療法士 吉原 理美)



参考文献 注釈 道路交通法〔第5版〕道路交通法研究会 編著 立花書房
脳卒中・脳外傷者のための自動車運転 第2版 監修 林 奏史・米本恭三
編集 武原 格・一杉正仁・渡邊 修
三輪書店

日本身障運転者支援機構 HP

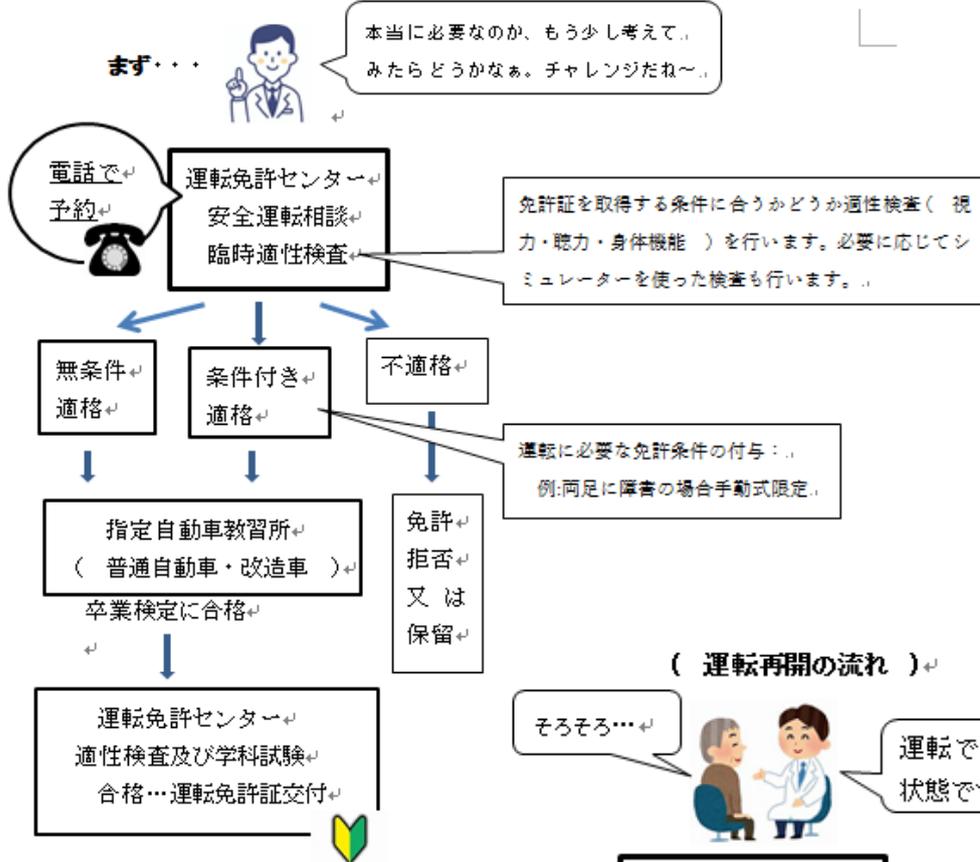
作業療法とドライブマネジメント 編集 藤田佳男・澤田辰徳 文光堂

道路保交通法の解説 平成13年改正 編集 交通制度研究会 (株)大成出版社

警察庁 HP・愛知県警察 HP

参考までに・・・

(運転免許新規取得の流れ)



※指定自動車教習所で卒業検定に合格すると、運転免許センターでは技能試験が免除されます。

※「安全運転相談」は、まず運転免許センターに電話をかけ、面談のための予約を取ります。このことは、免許取得の場合も運転再開の場合も同じです。

※「条件付き合格」とは、運転は可能であるけれど、免許の種別や車両の種類・構造の限定や、補装具の使用の条件を必要とする場合のことで。

(運転再開の流れ)

